

コンプライアンスチェックシートによる自己検証の集計結果について

令和7年度コンプライアンスチェックシートによる自己検証の集計結果を公表します。
昨年度に比べ、実施率は向上しており、正規職員及び再任用職員、任期付及び会計年度任用職員共に96.86%となっています。

※実施率【正規職員及び再任用職員】 前年度比0.02ptアップ！

【任期付及び会計年度任用職員】前年度比17.38ptアップ！

今年度は、季節毎にコンプライアンスチェックを行っていたため、職員一人一人の意識が高まり、改善できたものと考えていますが、公務員としての責任を果たすためには、100%の実施率を目指していかなければなりません。

公務中・公務外を問わず今後もコンプライアンスを徹底するようお願いします。

【集計結果（全部局集計）】

<正規、再任用職員 回答数 966>

【正規・再任用】

チェック項目	R7年度	R6年度	↑
		96.86%	
1 公務外においても、市民から批判や不信を招くような行為をしてはいけないことを理解している（地公法第33条「信用失墜行為の禁止」）。	99.90%	99.79%	↑
2 職務上知り得た情報は、在職中、退職後、家族や友人にも話してはならないことを理解している（地公法第34条「秘密を守る義務」）。	100.00%	99.69%	↑
3 業務以外でパソコンを使用していない（スマホ等による職務に関係のないWebサイトの閲覧含む。）（地公法第35条「職務に専念する義務」）。	99.28%	98.85%	↑
4 売店などでの買物やATMの利用は、休憩時間内に行っている（地公法第35条「職務に専念する義務」）。	98.76%	98.02%	↑
5 SNSの私的利用に当たり、勤務時間中の投稿、業務に関する投稿、他人を誹謗中傷する投稿等をしてはいけないことを理解している（地公法第33、34、35条）。	100.00%	99.79%	↑
6 交通事故・違反をした場合は、公務内外を問わず、行政監理室に報告が必要であること、懲戒処分の対象となることを知っている。	99.48%	99.79%	↓
7 飲酒運転はもちろん、飲酒運転車両への同乗や車両の提供についても違法であることを理解している。	100.00%	99.79%	↑
8 公用車の同乗者は、目的地までの経路を事前に確認し、走行中に運転者の安全確認を補助するとともに、後退時は降車して誘導している。	99.17%	98.85%	↑
9 利害関係者との会食、遊技、旅行（公務を除く。）や利害関係者からの金銭・物品等の贈与、無償による役務の提供等を受けていない。	100.00%	99.79%	↑
10 勤務時間中は禁煙（公用車含む。）であること、歩きタバコや他人に受動喫煙を生じさせる場所（歩道付近等）での喫煙はしてはいけないことを理解している。	99.59%	99.38%	↑
11 勤務中は名札を着用し、公務員として品位を損なわない節度ある服装を心掛けている。	98.86%	98.85%	↑
12 マニュアル、手順書、根拠法令等を随時確認しながら業務を行っている。	99.28%	98.85%	↑
13 他の部署で発生したミスは、自分たちの部署でも発生する可能性があると考え、手順の見直しや確認を行うように心掛けている。	99.28%	98.85%	↑
14 郵便、FAX、メール等の送信時は、宛先、文書等の確認を徹底し、情報漏えい等の事務処理ミスの防止に努めている。	99.69%	99.17%	↑
15 市民からの苦情、問合せ等について、必要に応じて関係課と情報共有し、問題解決を図っている。	99.69%	99.38%	↑
16 互いの仕事を理解し、フォローし合っている（離席時の声掛け、業務の進行状況等互いに情報共有している）。	98.34%	98.13%	↑
17 ハラスメント（セクハラ、パワハラ、マタハラ等）をしていない。目撃したときは、知らないふりをせずに対応（注意、相談等）している。	97.38%	98.02%	↓
18 エレベーターや公共の場では私語を慎み、来庁した市民に、「こんにちは」や「どちらの課にご用ですか」など自分から声掛けをしている。	97.52%	97.50%	↑
19 日常生活において、自己研鑽（読書（ジャンルは問わない。）、セミナー受講等）を行っている。	82.19%	83.75%	↓
20 地域貢献につながる活動を行っている（PTA、スポーツ少年団の手伝い、ボランティア活動、市が主催する養成講座の受講等を含む。）。 ※手話口座、あいさポーター研修、認知症サポーター養成講座等	68.43%	70.52%	↓

<任期付、会計年度任用職員 回答数 285>

【正規・再任用】

チェック項目		R7年度	R6年度	
		96.86%	79.48%	⇒
1	公務外においても、市民から批判や不信を招くような行為をしてはいけないことを理解している（地公法第33条「信用失墜行為の禁止」）。	100.00%	82.01%	⇒
2	職務上知り得た情報は、在職中、退職後、家族や友人にも話してはならないことを理解している（地公法第34条「秘密を守る義務」）。	100.00%	82.37%	⇒
3	業務以外でパソコンを使用していない（スマホ等による職務に関係のないWebサイトの閲覧含む。）（地公法第35条「職務に専念する義務」）。	99.65%	81.65%	⇒
4	売店などでの買物やATMの利用は、休憩時間内に行っている（地公法第35条「職務に専念する義務」）。	100.00%	81.65%	⇒
5	SNS等の私的利用に当たり、勤務時間中の投稿、業務に関する投稿、他人を誹謗中傷する投稿等をしていない（地公法第33、34、35条）。	100.00%	81.37%	⇒
6	交通事故・違反をした場合は、公務内外を問わず、行政監理室に報告が必要であること、懲戒処分の対象となることを知っている。	99.65%	81.65%	⇒
7	飲酒運転はもちろん、飲酒運転車両への同乗や車両の提供についても違法であることを理解している。	100.00%	82.37%	⇒
8	公用車の同乗者は、目的地までの経路を事前に確認し、走行中に運転者の安全確認を補助するとともに、後退時は降車して誘導している。	98.60%	80.22%	⇒
9	利害関係者との会食、遊技、旅行（公務を除く。）や利害関係者からの金銭・物品等の贈与、無償による役務の提供等を受けていない。	100.00%	82.37%	⇒
10	勤務時間中は禁煙（公用車含む。）であること、歩きタバコや他人に受動喫煙を生じさせる場所（歩道付近等）での喫煙はしてはいけないことを理解している。	100.00%	82.37%	⇒
11	勤務中は名札を着用し、公務員として品位を損なわない節度ある服装を心掛けている。	99.65%	82.01%	⇒
12	マニュアル、手順書、根拠法令等を随時確認しながら業務を行っている。	99.30%	80.94%	⇒
13	他の部署で発生したミスは、自分たちの部署でも発生する可能性があると考え、手順の見直しや確認を行うように心掛けている。	99.30%	80.94%	⇒
14	郵便、FAX、メール等の送信時は、宛先、文書等の確認を徹底し、情報漏えい等の事務処理ミスの防止に努めている。	100.00%	82.01%	⇒
15	市民からの苦情、問合せ等について、必要に応じて関係課と情報共有し、問題解決を図っている。	99.65%	81.29%	⇒
16	互いの仕事を理解し、フォローし合っている（離席時の声掛け、業務の進行状況等互いに情報共有している）。	99.65%	81.29%	⇒
17	ハラスメント（セクハラ、パワハラ、マタハラ等）をしていない。目撃したときは、知らないふりをせずに対応（注意、相談等）している。	97.89%	81.29%	⇒
18	エレベーターや公共の場では私語を慎み、来庁した市民に、「こんにちは」や「どちらの課にご用ですか」など自分から声掛けをしている。	98.95%	81.29%	⇒
19	日常生活において、自己研鑽（読書（ジャンルは問わない。）、セミナー受講等）を行っている。	83.51%	68.35%	⇒
20	地域貢献につながる活動を行っている（PTA、スポーツ少年団の手伝い、ボランティア活動、市が主催する養成講座の受講等を含む。） ※手話口座、あいサポーター研修、認知症サポーター養成講座等	61.40%	52.16%	⇒

実施割合 90%未満は網掛け

【項目全体の実施割合が高い部局】

<正規、再任用職員>

1	消防本部	98.98 %
2	市民生活部	98.22 %
3	福祉部	98.21 %

<任期付、会計年度任用職員>

1	都市建設部・上下水道部	100 %
3	福祉部	98.27 %
4	総合政策部	98.13 %